

平成27年度

北海道障がい者条例に関する
施策の推進状況

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

北海道障がい者条例による取組の概要

I 推進本部

(1) 推進本部会議の開催

知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行う。

(2) 調査部会の開催

地域の課題等について学識経験者からなる調査部会で、審議し解決を図る。

III 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 権利擁護の推進

- (1) 虐待や差別等の解消
- (2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり

- (1) 地域づくり委員会の協議
- (2) 地域支援体制づくりの推進
- <関連事業>
- (3) 障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進

3 障がい者の就労支援

- (1) 「北海道働く障がい者応援プラン」に基づく取組の推進
- (2) 企業等と連携した就労支援の取組の推進
- (3) 授産事業所等への官公需の発注促進
- (4) 障がい者条例に基づく指定法人制度の推進
- (5) 授産製品の販路拡大

II 条例の広報

- (1) 条例の理念や施策内容について広く道民に周知

項目	主な取組内容
推進本部 (1) 推進本部会議の開催	① 知事を本部長とする推進本部会議を開催し、推進状況の報告及び今後の取組方針等について協議を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催月日：平成27年6月9日 主な議題： <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について ・平成27年度北海道障がい者条例の取組方針案について
(2) 調査部会等の開催	① 調査部会を開催し、情報交換や地域課題の協議を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催月日：平成27年6月9日 主な議題：オホーツク圏地域づくり委員会から審議の求めのあった個別事案について 等

項目	主な取組内容
条例の広報 (1) 条例の理念や施策内容について、広く道民に周知	① 相談支援に関する研修会などにおいて、道職員により条例の説明を行う出前講座等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施回数：出前講座等 23回 ② 条例の内容を解説したパネル、障がいに配慮した接し方などについてのDVDを団体、福祉事業所、市町村等に貸し出し、住民向け学習会や行事等で活用。 ③ 条例と障害者差別解消法に関する道民フォーラムを開催し、障がいのある方の権利擁護を普及した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施回数：道民フォーラム 3回（札幌市、旭川市、釧路市）

(1) 虐待や差別等の解消

① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立の事案の協議など。

- 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 16件
- 申立事案の例
 - ・ 安価なセルフスタンドでも障がい者が利用しやすいように、一人で給油できない場合や一連の操作に戸惑わないよう、対応面で配慮してほしい。

② 北海道障がい者権利擁護センターの相談等対応状況

- センターへの相談・照会件数 168件
(うち虐待相談 31件)
- 虐待相談の区分別状況：

養護者	2件
施設従事者	15件
使用者	4件
施設従事者・使用者	10件
計	31件
- 虐待相談の種別・類型別状況：

身体的虐待	13件
性的虐待	2件
心理的虐待	20件
放棄・放任	7件
経済的虐待	11件
計	53件

※参考 障害者虐待防止法に基づく北海道の虐待状況
(平成26年度厚生労働省調査)

- 養護者虐待

通報等	270件
虐待認定件数	69件
被虐待者数	73人
- 施設従事者等虐待

通報等	71件
虐待認定件数	9件
被虐待者数	21人
- 使用者虐待
(北海道労働局の対応)

通報等	86件
虐待認定件数	30件
被虐待者数	60人
- 計

通報等	427件
虐待認定件数	108件
被虐待者数	154人

項 目

主な取組内容

(2) 障がいや障がい者に対する道民理解の促進

- ① 障害者虐待防止法を障がいのある方にもわかりやすいように、文字を少なくしたり絵を多用したパンフレットを作成し、障害者福祉施設従事者等研修等で配布。
- ② 障がいに配慮した接し方などについてのDVDを学校等に貸し出すとともに、動画をホームページに掲載。
- ③ 障害者差別解消法についてわかりやすく説明したオリジナルのパンフレットを作成し、市町村、障がい福祉関係団体等に配布

項 目

主な取組内容

(1) 地域づくり委員会の協議

- ① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立のあった事案や地域課題を協議。

○ 地域づくり委員会の開催回数：14圏域合計 38回

(2) 地域支援体制づくりの推進

- ① 総合振興局・振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、地域づくりガイドラインを活用しながら、相談支援体制づくり等の市町村の取組を支援。

<関連事業>

(3) 障がい者・高齢者など施策の枠組を超えた共生型基盤整備の推進

- ① 障がい者、高齢者、子どもに対し、一体的にサービス等を行う事業の拠点となる多様な施設の整備を進める市町村の共生型基盤整備を支援。
(1市1か所)

○ 共生型基盤整備の事例

- 岩見沢市

高齢者や障がい者が働く、地域において生産されたこだわりの食材を用いたレストランやショップ、高齢者・障がい者・子ども・教育大生などの作品を展示するミュージアム、季節ごとのイベントを開催する多目的広場などを有する、誰もが気軽に立ち寄れる「賑わいと交流の拠点」を整備。

項目	主な取組内容
(1)「障がい者就労支援推進計画」に基づく取組の推進	① 経済団体などの参画も得て「北海道障がい者就労支援推進委員会」を開催し、「第3期障がい者就労支援推進計画（北海道働く障がい者応援プラン・第Ⅲ章）」（平成27年度～平成29年度）に基づき、関係機関と連携しながら取組を推進。（委員会2回、部会1回開催）
(2)企業等と連携した就労支援の取組の推進	① 「障がい者就労支援企業認証制度」に基づき、155社を認証。障がい者の就労を応援する企業を登録する制度(アクション)に基づき、585企業、73市町村を登録。（平成28年3月31日現在）
(3)授産事業所等への官公需の発注促進	① 特定随意契約制度を活用するなどして、道及び市町村等による授産事業所への優先的な発注を促進。 （道の障害者就労施設等からの物品等の調達実績：26年度実績 643件 97,196千円）
(4)障がい者条例に基づく指定法人制度の推進	① 「北海道障がい者就労支援センター」において、専用のホームページ（ナイスハートネット北海道）などを活用した、企業の仕事を授産事業所につなぐ共同受注や、専門家派遣による商品開発の技術指導を実施。 企業と授産事業所の商談成約件数：103件
(5)授産製品の販路拡大	① 大型商業施設での授産製品販売やコンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログでの授産製品取扱（道と民間企業等との包括連携協定事業）のほか、赤れんが庁舎売店を活用した授産製品販売コーナーなどの設置。 ○ アリオ札幌店及びイオン釧路昭和店・苫小牧店 ：毎月2日間開催 ○ セイコーマートギフトカタログでの取扱：通年 ○ 北海道カフェの運営（8/21～10/21：土日を除く45日間） 障がい者訓練：45名、売上：2,310千円

障がい者の就労支援

平成27年度 地域づくり委員会への協議申立等の受付状況について

1 協議申立等の受付状況と処理の経過

(単位:件数)

受付状況		処理の経過	
内容	件数		
協議申立等 受付件数	16		
申立書受理	8	協議終了	3
		地域づくり委員会での協議中	3
		相手方への調査結果を申立人に伝えたと ころ、委員会の協議に至らず終了	1
		事情の変更により終結	1
		地域づくり委員会の協議に向け開催準備 中	0
相談のみ	8	相談者への説明・助言による終了	8
		他の相談専門機関等の紹介による終了	0
		相談取下げ	0
		相談継続中	0

2 圏域別受付状況

(単位:件数)

圏域名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホ ソク	十勝	釧路	根室	合計
申立書受理	1	1	2			1		1				2			8
相談のみ	2	1		1				2		2					8
合計	3	2	2	1	0	1	0	3	0	2	0	2	0	0	16

3 障がい種別別受付状況

(単位:件数)

障がい種別	身体障がい							知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい	その他	不明	合計
	視覚 障がい	聴覚 障がい	肢体 不自由	内部 障がい	その他	不明	計						
申立書受理	2	1	3				1	7	1	1			9
相談のみ	1	2	2					5	3				8
合計	3	3	5	0	0	1	12	4	1	0	0	0	17

※重複あり

4 申立・相談分野別受付状況

(単位:件数)

分野	生活	制度	虐待	就労	行政	交通	教育	医療	合計
申立書受理	3	0	2	0	1	2	1	0	9
身体障がい	3		1			2	1		7
知的障がい			1						1
精神障がい					1				1
発達障がい									0
不明・その他									0
相談のみ	6	1	0	0	0	1	1	0	9
身体障がい	3					1	1		5
知的障がい	3	1							4
精神障がい									0
発達障がい									0
不明・その他									0
合計	9	1	2	0	1	3	2	0	18
身体障がい	6	0	1	0	0	3	2	0	12
知的障がい	3	1	1	0	0	0	0	0	5
精神障がい	0	0	0	0	1	0	0	0	1
発達障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※重複あり

5 協議申立書の提出があった主な事案の概要

分野	圏域名	申立の概要等	主な対応
交通	後志	<p><申立人> 身体障がい者(視覚)</p> <p><申立の概要> 国道と道道の交差点を渡るとき、車が来ていないだろうと不安な感覚で渡っているため、音声付き信号機を設置してほしい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>
行政	十勝	<p><申立人> 精神障がい者</p> <p><申立の概要> 行政機関が個人情報の不適切な取扱いを行ったため、謝罪と改善を図ってほしい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>
生活	十勝	<p><申立人> 身体障がい者(聴覚)</p> <p><申立の概要> 町内会に手話通訳者の立ち会いを求めたが認められず、市に相談しても解決されないので、調整をお願いしたい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会において継続協議中。</p> <p>[継続]</p>
教育	石狩	<p><申立人> 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> 中学校の修学旅行時における随行者の旅費について、随行者負担の廃止と返還を求める。</p>	<p>○ 地域づくり委員会として、申立者に対する市教育委員会からの説明の場を設け、現状可能な対応と今後の施策に対する検討を確認したことから、申立者が納得した。</p> <p>[協議に至らず終了]</p>
交通	後志	<p><申立人> 身体障がい者(不明)</p> <p><申立の概要> 車いすを利用している方から、①信号機の押しボタンの位置が高いことと向きが道路側になっていて押しにくい、②滑り止め砂箱が押しボタンの真横にあり押しにくいいため移動してほしい、③通行量の多い国道の交差点に信号機がないため設置してほしい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会におけるあっせんの結果、①～③とも改善された。</p> <p>[協議終了]</p>
生活	渡島	<p><申立人> 身体障がい者(視覚)</p> <p><申立の概要> 盲導犬同伴で飲食店に入店しようとしたところ、入店を拒否されたため、拒否しないでほしい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会としては、紛争の防止と解決に向けた協議を行うところであったが、申立者は、本申立と同時に法務局へ相談し必要な救済措置が行われることが判明したため、協議を途中で終了することについて申立者にも確認がとれた。</p> <p>[協議終了]</p>
生活	上川	<p><申立人> 身体障がい者(肢体不自由)</p> <p><申立の概要> 安価なセルフスタンドでも障がい者が利用しやすいように、一人で給油できない場合や一連の操作に戸惑わないよう、対応面で配慮してほしい。</p>	<p>○ 地域づくり委員会として、管内の業者に対する対応アンケートや業界団体理事長との面談を通して対応の改善が図られ、申立者から問題は解消されたと協議終了の了承が得られた。</p> <p>[協議終了]</p>

平成27年度北海道障がい者権利擁護センター相談・通報等対応状況

1 虐待相談件数

31件（ほかに北海道労働局からの通報処理89件、前年度通報の法第17条報告処理1件）

(1) 被虐待者（疑い）の障がい種別（単位：件）

身体障がい	7
知的障がい	9
精神障がい	3
身体、知的障がい	2
身体、精神障がい	2
知的、精神障がい	1
知的、発達障がい	1
不明	6
合計	31

(2) 虐待相談の区分（単位：件）

		虐待相談の区分				合計
		養護者	従事者	使用者	従事者・使用者	
被虐待者 (疑い) の障がい種別	身体障がい	1	4	1	1	7
	知的障がい		4	3	2	9
	精神障がい				3	3
	身体、知的障がい		1			1
	身体、精神障がい		2			2
	知的、精神障がい	1	1			2
	知的、発達障がい				1	1
	不明		3		3	6
合計		2	15	4	10	31

(3) 虐待相談の種別・類型（重複あり）（単位：件）

		虐待相談の種別・類型					合計
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	
被虐待者 (疑い) の障がい種別	身体障がい	4		3		3	10
	知的障がい	5	1	6	2	3	17
	精神障がい			3	3	1	7
	身体、知的障がい	1		1			2
	身体、精神障がい	2					2
	知的、精神障がい			2		1	3
	知的、発達障がい			1	1		2
	不明	1	1	4	1	3	10
合計		13	2	20	7	11	53

2 虐待相談以外の相談・照会件数（単位：件）

虐待相談以外の相談	40
市町村等からの照会・相談	7
合計	47

（参考）「障害者虐待以外の相談」の主なもの
医療機関への不満、市町村への苦情等

3 虐待相談の概要

No.	区分	類型	被虐待者（疑い）の障がい種別	事案の概要	センターの対応
1	従事者	身体的、心理的	知的	重度障がいの者複数名に対し、馬乗りになり刃物で脅す。障がい特性のため話せない当該利用者に対し、「何で話さないの」と怒鳴る。	市町村へ通報（法16条）
2	養護者	心理的、経済的	身体	配偶者から「言うとおりにしないと面倒を見ない」とされ、本人の意に反したサービスを受けている。年金を使わせない。	市町村へ通報（法7条）
3	従事者	身体的	身体、知的	バイキングのテーブルをひっくり返すかもしれないとの予見のみで、当該利用者を仰向けにし後ろ手にするなどして身体拘束を行い、気を失わせた。	市町村へ通報（法16条）
4	使用者	経済的、放棄・放任	知的	給料をもらっていない。住み込みだが食事は粗末、コインランドリー代は月1回、銭湯代は年2回の支給のみ。	労働局へ報告（法24条）
5	従事者・使用者	身体的、心理的	知的	髪の毛を引っ張られるほか、鉄パイプのようなものを投げつけられ右すねを内出血。暴言、名前の呼び捨て、質問に対し無視。	市町村へ通報（法16条）、労働局へ報告（法24条）
6	従事者	心理的	身体	複数の利用者に対する暴言、従事者同士の怒鳴りあいによる心理的圧迫。	市町村へ通報（法16条）
7	従事者・使用者	心理的、放棄・放任	精神	食品衛生上妨主にしないと厨房やホールには入れないと言われ、妨主にした。体調を考慮せず、調子が悪くてできない仕事も任せきりにする。	市町村へ通報（法16条）、労働局へ報告（法24条）
8	従事者・使用者	心理的、経済的、放棄・放任	精神	利用者のプライベートなことを他の利用者に話している。賃金の支払遅延。利用者の送迎時に、乗り降りの未確認や急ブレーキ、他車との接触時に利用者の安否を確認しなかった。	市町村へ通報（法16条）、労働局へ報告（法24条）
9	従事者	身体的	身体、知的	施設から市町村へ通報（法16条）。当該利用者を浴室に誘導する際、座り込んで動かないときに側頭部を叩く。	市町村から報告（法17条）
10	従事者	身体的、心理的	知的	他の従事者から市町村へ通報（法16条）。当該利用者の手首を電気コードで縛る。作った食事を食べないことに対し怒鳴る。	市町村から報告（法17条）
11	従事者	身体的	身体	施設から市町村へ通報（法16条）。テーブルに上げていた足を蹴って払い、怪我をさせた。	市町村から報告（法17条）
12	従事者	身体的	知的	当該利用者に腕をつねられ、つねり返した。	市町村へ通報（法16条）
13	従事者	心理的、放棄・放任	不明	物販、軽食喫茶店の開店時に怒鳴り散らしている。仕事を与えない、実習中の負傷や利用者同士のけんか、金銭の紛失など目配り不足。	市町村へ通報（法16条）
14	従事者・使用者	心理的、経済的、放棄・放任	知的	体調不良や騒ぐ利用者に対し、退所や退職を勧める。作業がはかどらない場合には退勤扱いや作業時間延長を行うという提案。当該従事者を擁護。	市町村へ通報（法16条）、労働局へ報告（法24条）
15	従事者・使用者	経済的	不明	賃金の未払い。	市町村へ通報（法16条）、労働局へ報告（法24条）
16	従事者	身体的、心理的	知的、発達	施設から市町村へ通報（法16条）。当該利用者の問いかけに腹を立て、胸ぐらを掴み怒鳴る。	市町村から報告（法17条）

No.	区分	類型	被虐待者（疑い）の障がい種別	事案の概要	センターの対応
17	養護者	心理的、経済的	身体、精神	親に外出の了承を得てもその場になると約束を破られ、囲われている。 年金を本人の承諾なしに使用。	市町村へ通報（法7条）
18	従事者	身体的	身体	施設から市町村へ通報（法16条）。 当該利用者の排便介助中に腕を叩かれ、反射的に背中を叩き返す。	市町村から報告（法17条）
19	従事者	身体的	身体	施設から市町村へ通報（法16条）。 当該利用者の左腕にガムテープを貼り、それをはがして左腕の毛を抜く行為を2回行う。	市町村から報告（法17条）
20	使用者	経済的	身体	最低賃金法違反。	労働局へ報告（法24条）
21	従事者・使用者	心理的	不明	勤務中のパニックで解雇通告され、どこでも使い物にならないと言われる。	市町村へ通報（法16条）、 労働局へ報告（法24条）
22	従事者・使用者	心理的、放棄・放任	精神	暴言や嫌がらせ、特定利用者への指示。 上司に相談もほっとかされている。	市町村へ通報（法16条）、 労働局へ報告（法24条）
23	従事者	性的	知的	施設から市町村へ通報（法16条）。 当該利用者に一方的に好意を抱いていた従事者が、額にキスし抱きついた。	市町村から報告（法17条）
24	従事者・使用者	心理的、経済的	不明	土曜日の出勤依頼に対し、通院があるときなどで断ると文句を言われる。 有給を付けたら朝の交通費をなくすと言われる。	市町村へ通報（法16条）、 労働局へ報告（法24条）
25	従事者	身体的、性的、経済的	不明	利用者を叩く、お風呂に投げ入れる。 宴会時に陰部を露出。 お米の不正流用。	市町村へ通報（法16条）
26	従事者	心理的	身体、精神	送迎車内で怒鳴られた。	市町村へ通報（法16条）
27	従事者・使用者	心理的、放棄・放任	知的、精神	利用者の選り好みがあり、ののしったり、食べ物を差別している。 管理者は仕事にならないと相談にのってくれない。	市町村へ通報（法16条）、 労働局へ報告（法24条）
28	使用者	心理的、経済的	知的	脅迫的な発言がある。 賃金の未払い。	労働局へ報告（法24条）
29	従事者・使用者	身体的、心理的、経済的	身体	休みなしの連続勤務あり。 うちには有給休暇はないと聞き入れてもらえない。 有給休暇の制限。	市町村へ通報（法16条）、 労働局へ報告（法24条）
30	従事者	心理的	不明	当該従事者が事業所を変えるたびに誘われ、拒否してもだめと言われている利用者が複数名いる。	市町村へ通報（法16条）
31	使用者	身体的、心理的	知的	膝蹴りをされ、まぶたが腫れる。 言うことを聞かないといつでも辞めさせるとの暴言あり。	労働局へ報告（法24条）

表 3

平成27年度 地域づくり委員会の開催回数及び協議を行った地域課題

振興局	開催回数	地域課題
空知	2	地域自立支援協議会の活性化について 指定特定相談支援事業所の設置状況について 地域生活支援拠点の整備について
石狩	4	障害者差別解消法の施行に向けて
後志	2	学校との連携(発達障がいに関係機関との連携について) 相談対応について(相談窓口(地域づくり委員会含む)の周知について) 相談対応について(相談窓口担当者の人材育成について)
胆振	2	障がい者への災害時の支援について 重度心身障がい児・者の短期入所等サービス受入について
日高	1	障がい者の公共交通機関の利用方法について
渡島	4	障がい者が暮らしやすい地域における支援体制づくりについて 自立支援協議会の活性化について 相談支援体制について
檜山	4	檜山における障がい者(児)の地域交流のあり方 障がいのある子を持つ親同士の交流について
上川	3	児童の教育を受ける環境について(教育と連携)
留萌	2	障がい者への理解促進について 相談支援体制の充実・強化について 就労支援体制について 障がい(児)者支援機関及び事業者等のネットワーク整備について
宗谷	3	就労支援について 相談支援体制の充実・強化について
オホーツク	4	交流の場・地域の理解・就労機会
十勝	3	利用しやすい相談窓口の整備・広報 相談機関等の連携体制の構築 地域での障がいへの理解の促進
釧路	2	地域での暮らしづらさなどについて
根室	2	地域相談支援体制 地域相談支援体制(サービス利用等計画の作成体制) 地域生活支援拠点の整備について
合計	38	

※「開催回数」欄は、申立事案についての協議を含めた平成27年度の総開催回数。

北海道障がい者条例第2章に関連する主な施策の概要

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第9条 関係法令等との調和	○障害者就業・生活支援センターの設置促進	■障害者雇用促進法に基づき、道内11ヶ所にセンターを設置し、障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行った。	経済部 保健福祉部
	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	■障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の状況を踏まえ、道内主要経済5団体や、地域の主要経済団体に対する障がい者雇用促進についての要請を実施するとともに、北海道障がい者条例の周知を実施した。	経済部
	○第4期北海道障がい福祉計画の策定	■障害者総合支援法に定める、第4期北海道障がい福祉計画(平成27～29年度)に基づく施策の推進管理を行った。	保健福祉部
	○北海道障がい者条例の見直し	■関係法の制定・改正等に伴い、必要に応じ、条例の改正を行った。 差別解消法の施行に伴い、障がいを理由とする差別の禁止等について規定の明確化を図るとともに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の所掌事項に障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議等を加えた。	保健福祉部
第10条 道民等の理解の促進	○障がい者条例に係る普及啓発事業	■北海道障がい者条例と障害者差別解消法に関する道民フォーラムを開催し、障がいのある方の権利擁護を普及したほか、地域づくり委員会の活用促進のため、各種会議等における条例の概要説明や条例の理念等を説明したパネル展を開催した。	保健福祉部
	○就労支援に関する普及啓発	■道の広報媒体等を活用し障がい者就労支援に関する普及啓発を実施した。 ■申請のあった道民・企業等に対し、「障がい者の就労支援」ロゴマークの使用を承認し、名刺等へ掲載すること等により、障がい者就労支援に関する普及啓発を行った。 ■関係機関等にDVD「北海道障がい者雇用最前線」を配付し、各種会議等での活用等により障がい者雇用に対する理解の促進を図った。 ■道及び指定法人により、企業・経済団体、関係機関等に対し、アクション及び障がい者就労支援企業認証制度のPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表し、障がいのある方の就労支援に関する理解の促進を図った。 ■就労移行支援事業所のサービスの質向上を図るため、自己評価制度を導入するとともに、障がいのある方の就労支援に係る研修情報を公表した。 ■赤れんが庁舎前庭において、障がいのある方の就労支援に資するカフェを実施した。 ■担い手不足などの地場産業を掘り起こし、多様な産業の業界関係者に対して、障がい者雇用の理解促進を図る場を設け、多様な就労の場の可能性を創出した。 ■全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある方の生活支援を行なった。	保健福祉部
	○障がい者の権利擁護等に係る啓発事業 (地域人権啓発活動活性化事業)	■障がい者に対する差別、虐待等権利擁護に関するポスターを作成し、市町村など関係機関に配布することにより、障がい者の権利擁護の取組について普及啓発を図った。	保健福祉部
	○障がい者の雇用拡大に向けた社会機運の醸成	■保健福祉部・経済部の出先機関における庁舎清掃業務の委託契約において、総合評価競争入札制度を試行的に実施した。 ■経済部における一部委託業務において、プロポーザル方式による随意契約を実施し、障がい者雇用事業所に配慮した企業に対しての優遇措置を行った。	保健福祉部 経済部
第11条 企業等の取組の支援	○民間企業等との協働事業	■大型商業施設(アリオ札幌・イオン釧路昭和店、苫小牧店)での授産製品販売及びコンビニエンスストアチェーン店のポイント交換ギフトカタログでの授産製品取り扱いや赤れんが庁舎売店に常設の授産製品販売コーナーを設置し、授産製品の販路拡大などを行った。 (イオン帯広店は店舗改装等によりH27年度は休止)	保健福祉部
	○企業等の取組支援	■障がい者就労支援業務を一元的に推進する指定法人である北海道社会福祉協議会内の北海道障がい者就労支援センターにおいて、マッチング事業や商品開発等に関する総合的なサポート業務を実施し、授産事業所等の販路の確保を推進した。 ■道及び指定法人が企業、経済団体及び関係機関等に対し、企業認証制度及びアクションのPRを行うとともに、登録企業等の取組を道ホームページで公表した。 ■認証の取得を促進するための配慮措置の一つである、総合評価競争入札を実施した。 ■就労移行支援事業所のサービスの質向上を図るため、自己評価制度を導入するとともに、就労支援に係る研修情報を公表した。 ■全道11箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の生活支援を行った。	保健福祉部
	○優先調達推進	■授産事業所等への官公需の発注促進のため、条例推進本部幹事会等を活用するなどして、特定随意契約制度の全庁的な活用を推進した。	保健福祉部

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第12条 医療とリハビリテーションの確保	○北海道病院事業	<p>■精神医療 道立病院として精神科病院における圏域の中核的役割を担っているほか、訪問看護などにより社会復帰と在宅生活の支援を行った。 また、緑ヶ丘病院では精神科救急医療を中心的に担う高規格の精神科専門病棟として、平成27年3月からスーパー救急病棟の運用を開始した。 緑ヶ丘病院 168床 向陽ヶ丘病院 146床</p> <p>■精神科リハビリテーション 緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院において、回復途上にある精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、精神科デイケアを実施した。</p> <p>■児童思春期精神医療 緑ヶ丘病院において、先駆的・専門的な児童・思春期患者の外来医療に取り組むとともに、向陽ヶ丘病院においては、児童・思春期の患者に対応するほか、発達外来を開設し、オホーツク管内から緑ヶ丘病院に通院している患者のうち、状態が安定している患者を対象に月に1～2回程度治療教育を実施した。</p> <p>■小児高度専門医療：子ども総合医療・療育センター 小児高度専門医療と療育の一体的な提供のほか、ハイリスクの胎児や新生児に対する周産期医療、先天性心臓疾患に対する最先端医療、医療と療育が連携した医学的リハビリテーションなどの機能を提供した。</p>	保健福祉部
	○身体障害者扶助費(更生医療)	<p>■市町村が実施する、障がい者が日常生活能力等の回復、向上若しくは獲得のために行う医療の支給に要する経費の一部を負担することにより身体障害者福祉の向上を図った。</p>	保健福祉部
第13条 移動手段の確保	○バス利用促進等総合対策事業費補助金	<p>■高齢者や障がい者等の利便性や安全性向上のため、乗合バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対する助成を行った。</p>	総合政策部
	○交通安全施設等整備事業	<p>■歩道のバリアフリー化や視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行った。</p>	建設部
	○市町村地域生活支援事業(移動支援事業)	<p>■屋外での移動が困難な障がい者等の社会参加を促進するため、市町村の移動支援事業に対する助成を行った。 また、各市町村においてサービス内容等の格差について、直接市町村職員に対し、サービス提供体制の整備や支給基準の策定について、助言を行った。</p>	保健福祉部
	○障害者社会参加総合推進事業	<p>■盲ろう者通訳・介助員派遣事業 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者に対し、外出時等移動等の際に支援を行う介助員を派遣した。</p>	保健福祉部
	○身体障害者補助犬育成事業費補助金	<p>■北海道盲導犬協会等に助成を行い、身体障がい者の就労や日常生活等を支援する身体障害者補助犬の育成や普及啓発等を支援した。</p>	保健福祉部
第14条 切れ目のない支援	○特別支援教育総合推進事業	<p>■文部科学省の補助を受け、各教育局において特別支援連携協議会の開催や専門家チームによる巡回相談等に取り組んだほか、「特別支援教育充実セミナー」を開催し、個別の教育支援計画の活用と関係機関の連携推進について研修を実施。 ■幼稚園、小・中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象にした「特別支援教育充実セミナー」(14会場)「特別支援教育基本セミナー」(14会場)「特別支援教育進路指導協議会」(14会場)を開催。</p>	教育庁
	○障がい児等支援体制整備事業(市町村体制整備事業)	<p>■発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域で適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、市町村が指定する発達支援センターに対し、必要な専門的支援を行った。</p>	保健福祉部
第15条 保健・福祉及び教育との連携	○私立幼稚園管理運営対策費補助金	<p>■特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児の就園を受け入れている私立幼稚園に対して助成を行った。</p>	総務部
	○特別支援学校における医療的ケア体制整備事業	<p>■特別支援学校に在籍し「医療的ケア」が必要な児童生徒の教育機会の確保を図るため、非常勤看護師を配置するとともに、看護師や教員が必要な知識・技能等を習得するための研修会を実施。</p>	教育庁
	○地域子ども・子育て支援事業費補助金(放課後児童健全育成事業)	<p>■既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、新たに放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの設置促進等を行っている。また、放課後児童クラブを実施する施設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や障がい児受入のための支援員の確保等を行う事業に対し助成を行った。</p>	保健福祉部

項目	施策等の名称	取組の概要	所管部局名
第16条 高齢者施策等との連携	○公営住宅整備事業	■北海道住生活基本計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備を行った。	建設部
	○高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業	■高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けるため、振興局に建築職、保健・医療関係職等からなる「住宅改善指導チーム」を設置し、市町村を支援することで、住民が住宅改造の相談・助言等を受けられる体制を整備した。	保健福祉部
	○すべての人にやさしいまちづくり推進事業	■高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、すべての人々にとって利用しやすい建物とするため、道立施設のバリアフリー化等、必要な改善整備を行った。	保健福祉部
	○権利擁護人材育成事業	■権利擁護人材養成研修、権利擁護人材支援体制構築事業、権利擁護人材フォローアップ研修事業を実施した市町村に対し補助を行った。	保健福祉部
	○共生型基盤整備事業	■市町村が実施する、障がい者、高齢者、児童などに一体的にサービス等を提供する拠点施設の整備に対する助成の活用を促進した。	保健福祉部
第17条 障がい者の家族に対する配慮	○児童家庭支援センター運営事業	■地域に密着した相談・支援体制を強化するため、児童、家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童やその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整を総合的に行った。また、必要に応じ心理療法等を通じて、子どもの心理的側面からのアプローチを行った。	保健福祉部
	○発達障害者支援センター運営事業	■発達障害者支援(地域)センターを委託運営し、発達障がい者及びその家族に対し、相談・情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備に対する支援を行った。	保健福祉部
	○精神障がい者家族相談員設置事業	■精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行った。	保健福祉部
第18条 地域間格差の是正等	○障がい福祉計画等圏域連絡協議会	■21障がい保健福祉圏域ごとに設置した、障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、市町村障害福祉計画の推進調整や障害福祉サービス等の調整に関する協議を行った。	保健福祉部